

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク一期一会

②評価調査者研修修了番号

SK2025024
2025-1-027

③施設名等

名称：	児童養護施設てらす峰夢
施設長氏名：	櫛田 啓
定員：	25名
所在地（都道府県）：	京都府
所在地（市町村以下）：	京丹後市峰山町杉谷952-8
T E L：	0772-62-1251
U R L：	https://www.mineyama-fukusikai.jp/theme8.html
【施設の概要】	
開設年月日	1955/5/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人みねやま福祉会
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	5名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	17名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	8室
施設設備の概要（イ）設備等：	地域交流スペース
施設設備の概要（ウ）：	親子訓練室等
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】 創設の理念を尊重し、より質の高い福祉サービスの提供 地域の人々の、こころ豊かで安心・安全な暮らしへの貢献 誇りと夢を持ち、福祉の仕事にまい進できるよう職員の幸福追求 【サービスの質（品質方針）】 私達は、サービス提供のすべての場面で、「管理より生活を」を大切にします。常に正しい情報の把握と提供に努め、自分が受けたいサービスの提供・改善に努めます。

⑤施設の特徴的な取組

◇地域分散の小規模グループケアを実施 ◇乳児院に併設した児童養護施設として、継続したケアを考えた処遇・家庭支援ができる ◇法人内の他種類の施設との連携の中で、子どもの発達と家族の支援 ◇法人内の高齢者施設との交流の中で、豊かな社会体験をする機会がある。 ◇子育ての専門分野を地域支援の中に取り入れる
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/8/13
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/6/9
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和5年度（和暦）

⑦総評

てらす峰夢と峰山乳児院は、隣接する立地環境を最大限に活かし、一体的な連携のもとで一体感のある組織運営を展開されています。移転から9年が経過する中で、「子どもたちは地域とともに育つ」という明確な理念が日々の養育の隅々にまで浸透しています。子どもたちは地域の公立学校に通い、地域の資源を日常的に活用しながら生活しています。さらに、地域のゴミ当番や川掃除といった共同活動にも主体的に参加しており、地域社会の構成員としてごく自然に溶け込んでいる姿は素晴らしい取組です。

また、地域貢献活動や関係人口を増やすためのアウトリーチ活動が極めて活発であり、施設の高い専門性が地域へ還元されています。「おひさま広場」の開催においては、親子ヨガやリトミックなど、マンネリ化しないための多彩な工夫が凝らされており、参加した母親たちが生き生きとした表情で帰られるなど、地域の育児不安軽減に大きく寄与しています。さらに、地区の公民館を活用した学童保育や、月に2回開催され90名近くの地域住民が集う子ども食堂「もぐもぐ」の運営、さらには丹後地域の18歳までの子どもを対象とした相談事業に至るまで、地域に「なくてはならない福祉拠点」としての役割を発揮されています。

両施設で実践されている支援の根底には、ここが子どもたちにとっての「家庭」とであるという視点と、細やかな工夫が満ち溢れています。虐待の経験から成長に伴い自傷行為等の困難な課題を抱える子どもや、発達障害の特性を持つ子どもたちに対しても、専門的な視点に基づいた適切なケアが保障されています。さらに、里親に引き取られた子どもたちが施設へ戻り、安心して交流できる場である「里カフェ」には約20組が参加しており、措置解除や里親委託といったフェーズの変化、あるいは3～4歳での措置変更といった転換期を迎えた後も、途切れることのない息の長い関係性を維持されています。

◇特に評価の高い点

【通番14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取り組みが実施されている】

「2025年度法人研修計画」が明確に策定されており、新人研修から専門職研修、さらにはコンプライアンス研修に至るまで、職員のキャリアに応じた階層別・テーマ別の体系的な育成カリキュラムが構築されています。これにより、職員一人ひとりが専門性を高め、安心してステップアップできる環境が整備されています。

また、人材の確保に向けたアプローチにおいても、ホームページやSNSを積極的に更新してタイムリーな情報発信を行うだけでなく、組織内に専門の「人材確保チーム」を結成して戦略的な採用活動を展開されています。これらの多角的な取組が見事に実を結び、他府県からの多くの入職者を迎える好循環を生み出しています。

【通番23 こどもと地域との交流を広げるための取り組みを行っている】

「地域支援事業について」の中で地域との交流ページを設け、組織的な取組として可視化されています。地域の神社のお祭りへ積極的に参加されているだけでなく、地域のゴミ掃除や川掃除といった共同活動に職員自らが参加し、地域の区にも加盟して区費を支払うなど、地域社会の構成員として住民の方々と強固な信頼関係を築かれています。また、施設内における子どもたちの日常的な交流の在り方も素晴らしいものです。子どもの学校の友人が施設へ頻繁に遊びに来る環境があり、居室を含めて出入りを自由にするなど、子どもたちが孤立せず、地域の中でごく自然に人間関係を広げられるオープンな環境を整えられています。

さらに、30名程の参加者を誇る「のびっこクラブ」の運営や「おひさまひろば」の開催を通じて、地域住民や親子が気軽に集える豊かな交流の場を継続的に創出されています。

【通番A8 基本的欲求の充足がこどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している】

家（拠点）のそれぞれの特性に応じた個別のルールを認めつつも、門限やスマートフォンの所持といった基本的生活ルールは全体で統一し、施設としてのケアに一貫性を持たせておられます。日常の食事作りの場面では、子どもの「手伝いたい」「これが食べたい」という自発的な意向や希望に柔軟に応えられるよう、職員が日頃から時間的なゆとりを持った関わりを意識して実践されており、子どもが愛着と安心感を育める丁寧な環境調整がなされています。スマートフォンの扱いなど現代的な指導の難しさに対しても、「一般の家庭ではどのように対応しているか」を常に念頭に置き、集団生活のルールと家庭的な柔軟な思考を融合させた、子どもの納得感を大切にしている取り組みをされています。

◇改善が求められる点

【通番7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。】

「てらす峰夢の取り組みについてのお知らせ」を策定し、子どもに向けてはひらがなを用いて表記するなど、子どもの年齢や理解力に応じた丁寧な配慮が施されている点は非常に素晴らしい工夫です。また、年1回の保護者アンケートを継続して実施し、その結果を「アンケート結果報告」として別途書面にまとめ、保護者へしっかりとフィードバックされている体制も高く評価できます。

しかしながら、せっかく子ども向け・保護者向けに工夫して作成されたこの「取り組みについてのお知らせ」自体が、対象者に対して未だ十分に周知・説明しきれていない。

【通番9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。】

「児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト」を活用した自己評価が定期的実施され、「自己評価会議」を通じて組織的な分析や具体的な対策の立案、さらには職員間での情報共有までがシームレスに行われている体制は非常に素晴らしいものです。しかしながら、会議において導き出された具体的な対策や改善策を実行した後の「振り返りや見直し」のプロセスに関しては、まだ十分に行いきれていない現状が確認されました。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

--

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念や基本方針、事業計画は、ホームページやパンフレットに明記して外部へ周知している。利用者家族に対しては、これらを記載した事業計画をおたよりに同封し、郵送により確実な周知を図っている。職員に対しては、年度初めに全職員が参加する「てらす会議」を開催し、理念や方針を直接伝える仕組みを構築している。さらに、事業計画の内容については、各事業所においてもそれぞれの状況に応じた展開や具体的な落とし込みが行われている。		

2 経営状況の把握

（１） 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ こどもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
法人は経営状況の報告と分析を半期に一度実施している。毎月開催される法人内施設長会議においても、経営状況の報告と分析が行われ、管理職間での情報共有が図られている。児童部門では毎月「児童部門プロジェクト会議」を開催し、全国児童養護施設協議会の情報を共有するほか、アンケート提出などを通じて運営に参画している。地域の福祉ニーズに関しては、子ども・若者育成支援推進法に基づく要保護児童対策地域協議会からの情報共有を受け、地域の実態把握に努めている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【コメント】		
稼働率の低さや建物の建て替えに伴う費用負担などを経営上の明確な課題として捉えている。これらの経営課題や現在の状況については、年度初めに全職員が参加する「てらす会議」の場を活用して職員へ伝えている。法人の経営状況や直面している課題を組織全体で共有することにより、職員一人ひとりの理解を促す仕組みが整えられている。経営層の認識を定期的な会議体を通じて全社的に発信し、共通の危機意識や目標を持って業務に取り組まれている。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 ☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。 ☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。 ☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 ☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
中長期事業計画として、2020年から2030年までの10年間を見据えた「ビジョンブック」が策定されている。この10年計画は前期・中期・後期の3期に細分化され、定期的な見直しを行う仕組みとなっている。現在の後期計画（令和7年度～令和11年度）に向けては、「家庭の養護推進計画の見直しに係る基礎資料」が策定されており、これに基づいた中長期的な事業展開や具体的な計画立案が行われている。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 ☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。 ☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 ☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 ☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
単年度の事業計画が策定されており、その内容はホームページ上で広く外部へ共有されている。策定にあたっては、現場職員が自ら目標を設定し、リーダー会議からグループ会議へと順を追って審議を進めるボトムアップ形式を採用している。単年度計画内には目標項目が明確に設定されており、それぞれの成果等を客観的に評価できるような仕組みが組み込まれている。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
単年度の事業計画策定に向けて、グループ会議や「てらす会議」で職員の意見を広く聴取し、そこから職員会議、リーダー会議へと審議を繋ぐボトムアップ形式が構築されている。策定された計画については、3か月ごとに定期的な振り返りを実施し、各目標に対する評価を行う進捗管理の仕組みが機能している。また、最終的に決定した計画内容や評価結果に関する職員への説明および周知は、全職員が参加する「てらす会議」において行われている。		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
【コメント】		
利用者や保護者への周知として、「てらす峰夢の取り組みについてのお知らせ」を策定している。子どもに対してはひらがなを用いて表記するなどの配慮を施し、理解を促す工夫が見られるが、周知・説明は十分になされていない。保護者への説明は面会時の機会を捉えて実施している。さらに、年1回保護者アンケートを継続して実施しており、その結果を「アンケート結果報告」として別途書面にまとめ、保護者へフィードバックしている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐
【コメント】		
自己評価の取組として、「児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト」を年4回定期的に実施している。実施されたチェックリストは「自己評価会議」に諮られ、詳細な分析と課題に対する具体的な対策の立案が行われている。この定期的な振り返りと組織的な分析の仕組みを通じて、課題の早期発見や業務改善を図っており、日々の養育および支援の質の向上に向けた継続的な取組へと繋げている。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	☐
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	☐
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	☐
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	☐
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
【コメント】		
「児童養護施設における権利擁護のためのチェックリスト」を用いた自己評価が実施されている。このチェックリストの結果は「自己評価会議」に上げられ、組織的な分析と課題に対する具体的な対策の立案が行われている。会議での分析結果や導き出された対策については、職員間で共有される体制が整えられているが、見直しは十分には行われていない。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 ☐施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ☐施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。 ☐施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ☐平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】		
施設長は、ホームページ上で自らの役割と責任を文章により表明している。業務組織においては「てらす峰夢分掌表」が策定され、各職員の役職、氏名、業務内容が明記されているほか、施設長不在時における権限移譲の規定もここに盛り込まれている。また、法令遵守規程の策定や、全国社会福祉法人経営者協議会からの情報共有を通じてコンプライアンス体制を整えている。さらに、理事長名義による「ハラスメントは許しません!」を策定・周知し、職場環境の維持を図っている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 ☐施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 ☐施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☐施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☐施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】		
法令や制度改正等の情報は法人サポート部より提供され、児童部門内で共有するとともに全幼協等の外部研修へ参加して理解を深めている。関係法令をリスト化し、コミュニケーションソフト上で職員が確認できる仕組みを整備した。さらに社内報や人事システム等を活用して法令遵守に関する情報共有と学習機会の確保に継続的に取り組んでいる。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
施設長は、ケースカンファレンス等の具体的な検討の場に直接参加し、個々の利用者の現状把握に努めている。また、職員会議にも継続して出席しており、日々の養育や支援のあり方について、専門的な見地から直接職員に対してアドバイスを行う役割を果たしている。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
【コメント】		
組織内に「総合品質管理組織」を設置し、人事、労務、財務など多角的な視点から経営状況の分析を行っている。この分析結果に基づき、毎月開催される施設長会議において経営課題の抽出や具体的な対策の立案がなされている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	☐
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	☐
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	☐
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐
【コメント】		
「2025年度法人研修計画」が策定されており、新人研修、専門職研修、コンプライアンス研修などが階層別・テーマ別に体系化されている。人材の確保に向けては、ホームページやSNSの積極的な更新を行うほか、「人材確保チーム」を結成して組織的な採用活動を展開している。これらの継続的な取組の結果、他府県からの入職者を多く迎えることに繋がっており、現状の人員基準を満たす体制を維持している。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	☐
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐
【コメント】		
「職員キャリアパスブック」が策定されており、全職員にファイリングして配布することで、目指すべきキャリア像の明確化を図っている。年1回実施される意向調査の結果は、法人内の異動など適正な人事配置に活かされている。人事考課制度においては個人別の「職員育成・評価票」が導入されており、個人の成長と評価を連動させている。また、採用面では法人一括採用を行っており、入職後に各人の適性等を踏まえて配属先を決定する仕組みが構築されている。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

意向調査を定期的に行うことにより、職員の意見や希望を法人に伝える仕組みが整えられている。労務管理においては、有給休暇や時間外の管理に手書きの「時間外命令簿」を使用するなど、電子化とアナログを適宜使い分けて管理している。また、有給休暇の一部としてパースデー休暇が整備されている。職員の健康維持に向けては、健康診断や腰痛検査を年に2回、定期的実施している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

職員ごとに個別研修計画が整備されており、年1回の定期的な振り返りが実施されている。さらに今年度からは、3か月ごとに運用する「個人目標管理シート」を導入し、所属長との振り返り面談の機会を設けている。この面談を通じて、設定した目標の達成度を双方で確認し合う仕組みが機能している。本取組は人事考課とは切り離れた形で実施されており、純粋な人材育成とスキルアップを目的とした対話の場として活用されている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

策定された研修計画に基づいて計画的に研修を実施している。外部研修の案内があった際には職員へ周知を図り、希望者には外部研修への積極的な参加を促す体制を整えている。さらに、個別研修計画の運用により、職員が個人で設定した目標に沿って、自ら必要な研修を組み立てて計画できる仕組みを構築している。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

性教育の実施にあたっては、施設長がスーパーバイザーを務める指導体制を整えている。日々の指導環境においては、個別研修計画に基づいたOJTやOff-JTが体系的に展開されている。さらに、専門的な知見が必要とされるトラウマ治療やアフターケアの領域においても、適切なスーパービジョン体制を構築している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

「実習生・ボランティア受け入れについて」を策定し、受入における基本的姿勢を明文化している。専門職種の実習受入に向けては専用のプログラムを用意しており、宿泊設備も充実させることで、年間を通じた実習生の受入体制を整えている。また、指導側の体制として「実習指導者研修」を受講した職員を配置している。さらに、学生だけでなく社会人の通信課程における実習生の受入にも対応している。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	☐
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	☐
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	☐
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	☐
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	☐

【コメント】

ホームページの充実を図り、法人の情報を網羅して掲載することで透明性の高い情報発信を行っている。地域に向けては、活動をまとめた年報を作成し、地域の公民館やこども園、学校などへ配布している。近隣の学校とは緊密な連携体制を構築している。利用者の状況に合わせ、近隣の高校だけでなく一般の高校へバスを利用して通学する子どもも在籍しており、個々の登校や学校生活を支える支援がなされている。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	☐
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	☐
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	☐
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	☐

【コメント】

組織の財務管理において、「てらす峰夢分掌表」に会計担当者とその具体的な業務内容が明記され、責任の所在が明確にされている。監査体制については、理事が内部監査を担い、毎年定期的に実施している。さらに、外部の会計監査人と契約を締結しており、決算のタイミングで専門的な会計監査を受ける仕組みを整えている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
------------------------	-------------

①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ こどもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設)	
	☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐

【コメント】

「地域支援事業について」において、地域との交流ページに具体的事業や具体的行事を明文化している。地域の神社のお祭りへの参加実績があるほか、ゴミ掃除や川掃除に職員が参加している。地域の区にも加盟して区費を支払うなど、地域に根差した活動を展開している。子どもの学校の友人が施設によく遊びに来ており、居室を含めて出入りを自由にするなど、交流しやすい環境を整えている。さらに「のびっこクラブ」には30名程の参加者があり、「おひさまひろば」とともに地域住民との交流の場を創出している。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐

【コメント】

「ボランティアの受け入れについて」を整備し、受け入れ手順や留意事項等を明記している。受け入れに際しては「個人情報に関する誓約書」を整備し、事前に同意を得ることで安全管理を徹底している。具体的な実践として、峰山高校の生徒がボランティアとして「のびっこクラブ」へ来訪し、交流が図られている。さらに、一般的なボランティアとは別に「地域の学校等の体験学習の受け入れについて」を別途整備している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐

【コメント】

「関係機関について」が策定されており、連携すべき関係機関や活用できる社会資源が明文化されている。この情報はファイルによる管理に加え、パソコン上でも共有されており、別の拠点からでも閲覧できるような仕組みが整えられている。具体的な連携としては、病院や学校、地域の駐在所などと緊密に連携を図っている。さらに、学校におけるPTA活動にも参加している。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	☐
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	☐

【コメント】

地域の福祉ニーズや課題を把握するための具体的な取り組みを展開している。「のびっこクラブ」や「日中一時支援おりーぶ」、「おひさまひろば」といった多様な地域活動を継続して実施しており、これらの活動を通じて地域住民や利用者と直接関わる仕組みを構築している。活動の実践を通じて、地域における福祉ニーズや潜在的な課題に関する生の情報や要望を直接得ることができている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	☐
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	☐
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	☐
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	☐
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	☐

【コメント】

「地域支援事業について」を策定し、地域への支援体制や具体的な事業内容を明文化している。地域活動である「のびっこクラブ」の告知にあたっては、回覧板を用いた地域への情報展開や、SNSを活用した広報運用を行い、幅広い周知を図っている。また、地域との災害連携に関する体制も整備されており、災害時における福祉避難所の運営についての役割や手順が明記されている。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐ 理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐ こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 職員の意識向上と権利擁護の徹底に向けて、「倫理綱領」を名刺サイズの見開き形式で策定している。今年度からは様式を変更して視認性を高めており、名刺ケースに入れて携帯できるようにすることで、職員が日々の業務の中で常に意識できる工夫を施している。また、年4回の自己評価を定期的の実施しており、基本的人権等についての考え方や具体的な支援方法の検証・確認を行う仕組みが機能している。		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐ こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐ 一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ☐ こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 プライバシー保護に関しては、「てらす峰夢について」の中に「プライバシー保護について」や「人権の尊重に基づく行動規範」を設けて明文化している。ハード面では2人部屋においてカーテンで仕切るなどの環境調整を行い、プライバシー保護に向けた検討と実践を重ねている。また、職員による「性教育係」を組織しており、プライバシー保護や権利侵害の防止について伝える役割を担っている。これらの取り組みや方針については、保護者に対しても入所契約時に説明を行っている。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 ☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。 ☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。 ☐ 施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。 ☐ 見学等の希望に対応している。 ☐ こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 施設のパンフレットを整備しているほか、子どもにも分かりやすい表現を用いたパワーポイント資料を作成し、視覚的かつ平易に施設を紹介できる環境を整えている。外部からの見学については随時受け入れを行っている。		

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【コメント】

利用者の支援に向けて、フェイスシートや自立支援計画表が基幹ソフトにより管理され、適切に整備されている。これらの計画は3か月ごとに定期的な見直しを実施し、状況変化に応じた更新が行われている。子どもの意向については、計画表に確実に記載して日々の養育や支援へ反映させている。保護者に対しては、計画表のすべての様式を提示してはいないものの、長期目標などの重要な項目を必要に応じて個別に提示している。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

退所時の手続きに関する規定や手順が明確に作成されている。退所後のアフターケアにおいては、職員が担当していた利用者を中心に、手紙などを活用して継続的な関わりを維持する取組が行われている。また、退所後も含めて困ったときの相談・連絡先を周知するため、小学生以上の子供に対して「こどもの権利ノート」を配布している。ノート内には具体的な連絡先が記載されている。

(3) こどもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	☐ 職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。	○
	☐ こどもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

子どもの満足度調査として「こども満足度アンケート」を実施しており、表情の絵文字を記載して子どもが直感的に答えられるよう配慮している。アンケート内容は「こども満足委員会」で検討されており、なるべく子どもの意向を尊重する体制が敷かれている。実際に、寄せられた意見をきっかけに今年度から中学生のスマートフォン所持がルール化され、実現に至った事例がある。現在、スマートフォンの居室への持ち込み等に制限は設けられておらず、意見を反映した主体的な生活環境の提供が実践されている。

(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し説明している。	○
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】

苦情解決責任者を施設長とし、館内へのポスター掲示や「窓口設置についての文章」の整備を通じて、家族へ苦情解決の仕組みを広く周知している。苦情ボックスは峰山乳児院とテラス峰夢で共通化されており、同乳児院の玄関口に設置されている。寄せられた意見や苦情の内容については適切に一元管理がなされており、法人全体としてホームページ上で内容を公開する体制が構築されている。

②	35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
	☐ こどもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	☐ こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

【コメント】

こどもが相談をしやすい体制づくりとして、視覚的に理解しやすい「相談ができる仕組み」がフローチャート形式で作成されている。この資料がファイルに保管されている旨は子どもたちへ事前に説明されており、必要な時にいつでも確認できるよう配慮されている。また、実際に相談事や話が寄せられた際には、子どものプライバシーや安心感に配慮し、周囲の目を気にせず落ち着いて話ができる居空間で行うなどの体制を整えている。

③	36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【コメント】

相談や苦情への対応に向けて具体的なフローチャートを作成しており、受付時には「伝えるシート」を活用することで、迅速に職員間で情報を共有できる体制を構築している。寄せられた相談内容のうち、即座の対応や解決が困難な事例に関しては、理由や見通しをその都度子どもへ丁寧に説明する配慮がなされている。また、これらの対応の根拠となるマニュアルについては、年に2回の定期的な見直しを実施している。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	☐
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	☐
	☐ こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	☐
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	☐
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	☐
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	☐
	【コメント】	
「リスクマネジメント衛生推進」を整備し、車両事故や災害、強引な取引、事故・ヒヤリハットなどのリスク要因を項目ごとに文書化している。さらに、地域資源や遊び場、神社といった周辺環境の危険箇所を図式化し、職員が視覚的に理解しやすい安全マップとして明記している。また、応急処置やケガ、事故発生時の対応に関する研修は、看護師が中心となって定期的の実施されている。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	☐
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	☐
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	☐
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	☐
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	☐
【コメント】		
感染症対策に向けて「感染症対策」マニュアルを策定し、発生時の対応フローチャートや管理体制を明確に文書化している。職員への周知や理解促進にあたっては、峰山乳児院の看護師が中心となって専門的な勉強会を定期的で開催している。さらに、時間や場所を選ばずに学習できるよう、法人内で独自に作成した研修動画を整備し、職員へ周知・活用を促している。		
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	☐
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。	☐
	☐ こども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	☐
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	☐
	☐ 地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。	☐
【コメント】		
災害時の対応に向けて、家ごとに避難方法などを定めた個別マニュアルを策定している。事業所全体としてはBCP(事業継続計画)を整備し、パソコンの共有フォルダを通じて職員への周知を図っている。有事の安否確認においては、「てらす峰夢」単独でグループチャットを運用し、迅速に職員間で連携が取れる体制を構築している。また、備蓄品の管理方法や消防署・警察といった外部機関への連絡先についてもBCP内に明確に記載されている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐
【コメント】		
生活支援の項目ごとに、標準的な実施方法を細かく網羅したマニュアル等が策定されている。各手順は写真付きで視覚的に分かりやすく構成されており、誰もが均一なケアを実践できるよう配慮されている。このマニュアル等は新人職員に対する新規採用研修において効果的に活用されており、業務の早期習得を支えている。さらに、研修内容には室内での支援だけでなく、野外での事故を想定した実践的な危機管理研修も組み込まれている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員やこども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐
【コメント】		
標準的な実施方法を定めたマニュアルについては、常に適切な運用を維持するため定期的な見直しを実施されている。個別の自立支援計画の内容に関しても、子どもの意向を最大限に尊重した内容へと適宜見直しを行う体制が敷かれている。特に要望が多く寄せられる食事面においては、子どもの意見や意向に沿うよう、メニューや運用を見直すプロセスを繰り返している。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐
【コメント】		
利用者のアセスメントについては、基幹ソフトを用いて適切に作成・管理されている。自立支援計画の作成方法に関しては専用のマニュアルが整備されており、評価や見直しの手順、対応フローチャートが明確に文書化されている。職員の専門性向上に向けては、施設長が講師を務めるアセスメント研修が実施されている。また、計画策定にあたっては心理士や栄養士などの専門職からの意見が反映されるほか、ケースカンファレンスも定期的に行われている。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

利用者のアセスメントや計画策定マニュアル等の適切な整備に準じ、実際の現場においても自立支援計画に基づいた確かな支援が実践されている。定期的な見直しやケースカンファレンス、心理士や栄養士といった多職種による専門的な意見の反映体制が機能していることで、日々の養育や支援が計画の狙い通りに乖離なく執り行われている。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

利用者の支援に向けて、基幹ソフトを用いて子どもの身体状況や生活状況等が詳細に記録されており、全職員がタイムリーに共有・把握できる体制が整っている。記録管理は、前述のアセスメントや自立支援計画の策定、および計画に基づいた具体的な支援の実践と緊密に連動している。

②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

個人情報保護に向けて「約束事項について」のマニュアルや「文書取扱規程」が適切に整備されており、情報の取り扱い方針が明確に示されている。規程内には文書の持ち出しや廃棄に関するルールが具体的に明記されており、漏洩防止のための厳格な管理体制が構築されている。さらに、情報環境の変化に伴う規程の見直しも継続して実施されており、インターネットの取り扱いや特定個人情報の取り扱いに関する項目が新たに追加・改定されている。

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
権利擁護に関する具体的な規程やマニュアルが適切に整備されている。これらを形骸化させないよう、職員への周知と定期的な研修が実施されており、日々の支援における意識向上が図られている。また、子どもたちの自己権利への理解を促すため、全員に「権利ノート」を配布して寄り添う姿勢を示している。子どもの思想や信教の自由についても、特定の考えを強制することなく個人の尊厳を十分に配慮した環境が提供されている。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		
子どもの権利擁護に向け、全員に配布している権利ノートの内容を分かりやすく表現した独自の紙芝居を制作している。また、職員を対象とした権利に関する研修が年に数回定期的に行われており、組織全体での意識向上と適切な支援技術の維持に努めている。子ども同士の関係性においては、基本的には子ども自身の自主性や意思を尊重して行動を見守る姿勢を大切にしている。		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ こども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生き立ちの整理に繋がっている。	☐
【コメント】		
子ども一人ひとりのアイデンティティを尊重するため、個別の写真アルバムを制作している。アルバム内には単なる記録写真だけでなく、手紙や文字によって本人の生き立ちや個人の価値観などが丁寧に綴られており、子ども自身が個人で大切に保管できる仕組みとなっている。また、出自や生き立ちに関わる真実告知の実施にあたっては、子どもの受容状態や反応を細やかに観察しながら表現や言い方を慎重に検討し、個別の心のケアに配慮した対応を行っている。		

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	☐

【コメント】

子どもへの不適切な関わりの防止に向け、就業規則（第22条の8）に具体的な禁止行為を明記し、職員の遵守事項として厳格に定めている。また、「苦情申出窓口の設置」の規定内には第三者委員の氏名を明記し、透明性の高い相談体制を構築するとともに、子どもに対しては管理者に直接相談できるよう分かりやすく説明している。さらに、遠方に退所した子どもとも連絡を維持し、必要に応じて家庭訪問を行うほか、措置変更後も関係性が途切れないよう配慮している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	☐
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	☐
	☐ こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	☐
	☐ 家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	☐

【コメント】

子どもの移行期における確実な支援に向けて、入所初期からのきめ細やかな対応体制が構築されている。具体的には、入所後の2週間は集中的に記録を作成する期間と定めており、子どもの状態や生活の様子を特に丁寧に把握する取組が実践されている。また、乳児院からの措置変更時にあたっては、子どもが環境の変化に対して抱く不安を最小限に抑えるため、前籍機関との関係が途切れないよう密な連携体制を敷いている。

②	A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	☐

【コメント】

退所後においても施設を訪問する子どもが見られるなど、退所者との継続的な関係性が十分に構築されている。これらのアフターケアに関する日々の関わりや経過は記録として適切に管理されている。また、退所後に何らかのトラブルが発生した際にも、速やかに状況を把握し、必要な支援を提供できる柔軟な対応体制が敷かれている。アフターケア体制の一層の充実を図るため、専任の連絡窓口となる自立支援員の配置に向けた準備が進められている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○
【コメント】		
職員構成において20代から30代の同世代に近い層が多くを占めており、子どもとの親密な関係性を構築しやすい年齢環境が整っている。さらに、離職率が低く職員の定着が図られていることから、子どもとの長年にわたる継続的な関わりが可能となり、深い信頼関係の形成へと繋がっている。また、子どもが感情的になり個別なケアを要する場面においては、特定の職員に負担を集中させることなく、組織的なチームケアによる個別対応体制が敷かれている。		
②	A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ こども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	○
	☐ 基本的欲求の充足において、こどもと職員との関係性を重視している。	○
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内でこどもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ こどもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々のこどもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員とこどもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	○
【コメント】		
家（拠点）の特性に応じたルールを認めつつも、門限やスマートフォンの所持といった基本的な生活ルールは全体で統一し、一貫性を持たせている。日常的な調理の場面では、子どもの「手伝いたい」「これが食べたい」という意向に柔軟に応えられるよう、日頃から時間的ゆとりを持った対応を実践している。職員体制は担当制を基本としながらも、あえて子どもには担当を明示しないことで、特定の職員に依存せず相談しやすい関係性づくりを心掛けている。		
③	A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	○
	☐ こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	○
	☐ こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	○
	☐ こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	○
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	○
【コメント】		
子どもが自ら主体的に行動できるよう、日々の生活全般において自主性を尊重した支援を基本方針として実践している。職員が先回りして指示を出すのではなく、子ども自身の「やってみたい」という意欲や選択を丁寧に見守り、必要に応じて適切な助言や環境調整を行う関わりを心掛けている。		

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、こどもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にあるこどもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ こどもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

子どもの希望に応じた本や参考書の購入を進めるほか、身体を動かすことが好きな子どもを公園へ連れて行くなど、個々の関心に寄り添う支援を行っている。ゲームの所持に制限は設けず、親による購入や自らお金を貯めて手に入れるプロセスを尊重しながらも、利用時間に関しては適切なルールを設定している。その際は、子どもが納得できるよう丁寧な説明を日々工夫している。さらに、学習塾だけでなくスイミングや野球といった個別の習い事にも柔軟に対応している。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

固定化された日課をあえて設けないことで、洗濯や食事といった家事全般に対して子どもが主体的に手伝いへ関わられるよう促す支援を実践している。夜食を希望する際にも一律の制限は設けず、子ども自身が自ら調理して食べるプロセスを大切に見守っている。幼児の入浴にあたっては、一緒に入ることなく一歩引いた視点で見守りを行い、自立を促している。また、中学生以上のスマートフォン所持においては、一律の個人規制を行うのではなく、家としてのルールを定め、職員の日常的な対話や指導を通じて適切な活用力を養う環境を整えている。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事できるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他のこどもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員とこども、そしてこども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況やこどもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

食事については、皆で食卓を囲み同じ時間に食べる温かな環境づくりを通じて、規則正しい生活習慣や協調性を育む食育を実践している。一方で、子ども一人ひとりの適切な食事量や個別の「嗜好調査」についても定期的に実施・把握している。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

衣服の購入にあたっては、子どもの意向や好みを最大限に尊重し、基本的には希望通りに購入する方針を採っている。ただし、肌の露出が多い衣服については控えるよう一定の配慮事項を設けている。洗濯物を畳んだり、自室へ片付けたりする作業は、一律のルールとして義務付けるのではなく、本人の自立を促すため極力子ども自身に行ってもらよう緩やかに支援している。また、親が購入した衣服を着用する子どももいる。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

子どもたちの安心できる居場所が確実に確保されており、館内は整理整頓され、温かみのある家庭的な雰囲気が保たれている。清掃は基本的に職員が担当しているが、個人のプライバシーや主体性を尊重し、子どもの希望に応じて職員が居室の清掃に立ち入らない柔軟な配慮もなされている。また、お箸は使い慣れたものを持ち込めるほか、食器類については子どもの成長に伴う身体や食事量の変化に合わせて適切な大きさのものへ買い替えている。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

「嘱託医回診表」を策定し、子ども一人ひとりの健康状態を個人ごとに厳格に管理している。てんかん等の専門的な疾患を持つ子どもに対しては、舞鶴や福知山といった遠方の医療機関まで赴き、適切な受診機会を確保している。投薬期間が最長1ヶ月程度に制限される事例に対しても、医療機関と頻繁かつ密に連携を図ることで、途切れない通院体制を維持している。また、これらの病状や処方薬の種類は基幹ソフトへ迅速に登録され、全職員が把握・共有できる

(6) 性に関する教育

①	A16 こどもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢、発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員やこどもに対して実施している。	☐

【コメント】

子どもへの性に関する教育として、年に4回、外部から助産師を招いた専門的な性教育の機会を定期的に設けている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

子ども同士の間で暴力等のトラブルが発生した際には、双方の保護者へ迅速かつ丁寧な説明を行い、組織として適切な対応を講じている。暴力を振るってしまった子どもに対しては、感情が落ち着くまで一時的に居室で過ごしてもらうなど、本人の状態に配慮した冷静なアプローチを実践している。また、万が一職員が暴力を受ける事態が生じた場合でも、メンタル面を含めたきめ細やかなフォローアップ体制が機能しており、これを理由とした退職者はこれまでに一人も出していない。

②	A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、こども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のあるこども、入所間もないこどもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、こどもがそれを感じ取れるようになっている。こども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

施設内で問題や事故等が発生した際は、隣接する乳児院から速やかに職員の応援を呼ぶなど、臨機応変で機動的な初動対応が行われている。深刻な暴力行動が継続する子どもに対しては、児童相談所との密な連携体制のもとで組織的に適切なアプローチを講じている。さらに、子ども間での性加害・被害という重大事案の発生時には、専門職員を交えて的確に対応するとともに、住居の移動を含めた環境調整を柔軟に実施している。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

子どもの心理的ケアにあたっては、専門職である心理士が中心となってアプローチを展開している。実際のケア実践においては、心理士と日頃から子どもと接している職員がペアとなって対応しており、専門性と日常の養育視点を融合させた支援が行われている。また、保護者が不在である場合や連絡がつかないといった困難な状況に直面した際には、児童相談所との密な連携体制のもとで方針を協議している。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常にこども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低いこどもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、こどもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のあるこどものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

学習時に集中できない子どもに対しては、隣接する施設スペースへの移動や職員のすぐ傍での学習を促すなど、個別の状態に応じた柔軟な環境調整が行われている。また、学校で問題行動が生じる事例に対しても、教員が家庭訪問に訪れるなど学校側と緊密な連携体制を維持している。学力が低下している子どもへの学習支援に注力するほか、忘れ物がある際には職員が速やかに学校まで届けている。

②	A21 「最善の利益」になかった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 「児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供」を行っている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

支援学校に通う子どもの進路決定にあたっては、本人の希望を最大限に尊重し、自らの意思で進学先を主体的に選択できるよう配慮している。施設からは適切な判断を支えるための学校情報の提供を行い、子どもの自己決定を後押ししている。なお、現在にいたるまで不登校や中途退学の対象となる子どもは過去も含めて一人も存在しておらず、安定した就学環境が維持されている。また、現時点において高校卒業を迎える対象者はいない。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	○
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	○
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	○
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	○
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	○

【コメント】

子どもの将来的な自立を見据え、アルバイトや職場体験の機会を確保するなど、地域社会や企業との連携を積極的に実践している。実際の就労や実習の場面で求められる社会的なマナーや規律、就業上のルールなどについては、事前に職員から教育や指導が行われている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れこどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

家庭支援専門員を配置するとともに、付き合いの長い担当職員がいる場合は職種に捉われず、その関係性を活かして家族との円滑な連携を図っている。また、保護者が施設へ宿泊できる設備を整えており、親子が共に過ごす時間を物理的にも支援している。さらに、子どもの日頃の様子や施設での多彩な取組、活動写真を掲載した広報誌「てらすだより」を毎月家族に向けて郵送している。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

小学校への就学期を迎えるタイミングで家庭復帰を果たす子どもも見られる中、児童相談所と緊密な連携体制を敷き、復帰の妥当性についての的確な判断を行っている。施設内には充実した面会スペースが整備されており、保護者と共に宿泊することも可能であるため、学校への送り出しを含めた実際の家庭生活を模したシミュレーションを実践している。